

弁護士費用保険

生活クラブ
オリジナル

HELP!

標準傷害保険/弁護士相談・委任費用補償特約

月払保険料

990円

弁護士紹介サービスがあります

弁護士相談費用を保障します

弁護士委任費用を保障します※

ケガによる死亡、後遺障害(第3級以上)も保障します

※裁判所やあっせん・仲裁機関にかかる費用も保障の対象です。

「手に負えない…弁護士に相談したい!」

日常生活における「6つの法的トラブル」の備えに!

組合員ご自身や大事なご家族がトラブルに巻き込まれた場合、ご自身(ご家族)だけで解決するには時間的・精神的負担はとて大きなものとなります。そんな時に弁護士を紹介してもらえたら、また、弁護士に相談できたら、さらにトラブルの解決をお願いできたら、…とても安心ですね。

この保険は、そんなトラブルの解決のため「弁護士相談費用・委任費用」を保障します。

★ご注意!すでに発生しているトラブルは対象外となります(今後の備えとしてご検討ください)。

弁護士費用保険「HELP!」は、どのようなときに役立つの?

1 弁護士費用保険「HELP!」??

いまだき、弁護士の
無料相談もあるのに、
弁護士保険に入る必要は
あるのかしら?

2

あら、
無料相談は初回のみ
ということも多いのね!?
やっぱり弁護士の先生に
お願いするのは
かなりお金がかかる
イメージだわ…

3

安心してください!
弁護士費用保険「HELP!」では、
6つの法的トラブル(下の表)を
対象に補償いたします!!

4

でも、いざ保険が
使えるときに
弁護士の先生って
誰に相談したら
いいのかしら?

保険が使える
ときには、
相談できる
弁護士の紹介も
できますよ!

ご注意!! 新規でのご加入は、保障開始日時時点で保険の対象となる方の年齢が**79歳以下**の場合に限りします。

※共栄火災の今後の傷害保険金のお支払状況等によって、加入できる上限年齢を引き上げまたは引き下げさせていただく場合があります。

日常生活での「6つの法的トラブル」が対象です!

被害事故



●路上を歩行中に他人が
運転する自転車に追突
され、ケガをした。

人格権侵害



●子どもがいじめにあい、登校
拒否の状態になった。
●元交際相手からストーカー行
為を受けている。

借地または借家



●賃貸マンションの家主から突然
退去を強いられた。
※家主(オーナー)が被ったトラブル
は対象外となります(家賃を滞納
されて困っている等は対象外)。

遺産分割調停



●兄弟間で父親の死亡による遺産
分割をめぐる内容がまとまらず、
調停することになった。

※調停等(調停、審判、抗告または訴
訟)に至らない場合は保険金をお支
払いできません。また、弁護士紹介
サービスも利用できません。

離婚調停



●配偶者が真面目に働かないこ
とから離婚を申し出るも折り
合いが付かず、裁判所で離婚
調停することになった。

※調停等(調停、審判、抗告または訴
訟)に至らない場合は保険金をお支
払いできません。また、弁護士
紹介サービスも利用できません。

労働



●職場の上司からパワハラを受
けてそのことを会社に訴えた
ところ、解雇されてしまった。
●上司の無茶な指示に従わない
でいたところ、突然不当な人
事異動を命じられてしまった。

詳しい保障内容は「弁護士費用保険HELP!(ヘルプ)パンフレット」でご確認ください。

お問い合わせ先
取扱代理店

生活クラブ共済連

0120-808-320

営業時間: 午前9:00~午後5:00[土日祝日休業]

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

加入プラン

基本タイプ 月払保険料990円

- 満79歳まで新規加入が可能です。
- 満89歳までご継続可能です。

保障内容		保険金額
弁護士費用の保障	①弁護士相談費用保険金	10万円
	②弁護士委任費用保険金 (自己負担割合:弁護士委任等にかかった費用の10%)	200万円
ケガの保障	③傷害死亡保険金	50万円
	④傷害後遺障害保険金 (第3級以上)	50万円

(団体割引5%適用)

この団体契約は、前年度契約の被保険者数により5%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が20名に達しなかった場合、翌年度の保険料(保険金額)が変更となります。

お支払いする保険金

このほか、トラブル解決のために裁判所または弁護士会等が運営する仲裁センター等のあっせん・仲裁機関に対して要した費用も保障します!

①弁護士相談費用保険金

弁護士に法律相談をする際に生じる相談費用について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- 保険金額
10万円(期間中限度)
- お支払いする保険金
「相談にかかった費用」

②弁護士委任費用保険金

トラブル解決のため、弁護士に対応を委任する際に生じる弁護士費用(着手金、報酬金等)や、裁判所やあっせん・仲裁機関に支払う費用に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。

なお、弁護士委任費用保険金では、支払対象となる費用合計の10%相当額について被保険者にご負担いただきます。

- 保険金額
200万円(期間中限度)
- お支払いする保険金
「弁護士委任にかかった費用」
 $\times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$

+

③傷害死亡保険金

被保険者の方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。

④傷害後遺障害保険金

被保険者の方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の78%~100%をお支払いします。

「弁護士相談・委任費用補償特約」の対象となるトラブル



被保険者(加入申込書の被保険者欄にご記入いただいた方)



被保険者を親権者とするお子さま(未成年かつ未婚)

対象となるトラブル	被害事故	人格権侵害 ^(※1)	借地または借家	遺産分割調停	離婚調停	労働
対象となるトラブルの当事者						
原因事実発生日	被害を被った時	精神的苦痛を初めて被った時(精神的苦痛を初めて被った時を確認できない場合は、相談窓口等への届出を行った時)	賃貸借契約に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った場合は、初めてその通知を受領した時)	被相続人が死亡した時(被相続人とは、相続財産を遺して亡くなった方をいいます。保障期間開始以前にお亡くなりになっている場合は対象にはなりません。)	配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者から離婚の意思を伝えられた時	トラブルの原因となる事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った場合は、初めてその通知を受領した時)(職場におけるいじめもしくは嫌がらせは、精神的苦痛を初めて被った時、精神的苦痛を初めて被った時を確認できない場合は、相談窓口等への届出を行った時)
概要	「ケガを負われた」「モノを壊された」「モノを盗まれた」「詐欺にあった」「恐喝された ^(※) 」などの被害を被ったことによるトラブル (※) 警察へ届出たものに限りします。	不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為 ^(※2) またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことによるトラブル (※1) 警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口またはこれらに代わる機関への届出、申立もしくは相談の事実を客観的に証明できるトラブルに限りします。 (※2) ストーカー行為等の規制等に関する法律に定める「つきまとい等」をいいます。	賃借している土地または建物に関する地代、賃料、敷金・礼金、契約期間などの契約に関する地主または家主とのトラブル	他の相続人 ^(※1) との間の遺産分割 ^(※2) または遺留分減殺請求 ^(※3) に関して調停や訴訟になったトラブル 【注】調停等(調停、審判、抗告または訴訟)に至らない場合は保険金をお支払いできません。 (※1) 遺言または贈与によって遺産を受け取る権利を有する方も含まれます。 (※2) 相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する事由は含まれません。 (※3) 被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。	婚姻関係の解消 ^(※) のため調停や訴訟になったトラブル 【注】調停等(調停、審判、抗告または訴訟)に至らない場合は保険金をお支払いしません。 (※) 内縁関係の解消および協議離婚は含まれません。	トラブルの当事者の方が被用者 ^(※1) として被った、賃金 ^(※2) 不払もしくは減額、解雇、退職勧奨、人事異動 ^(※3) 、時間外労働、労働災害、職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛 ^(※4) 、採用取消またはその他労働条件に関する事由を原因とするトラブル (※1) 内定者を含みます。 (※2) 退職金を含みます。 (※3) 昇格、降格、配置転換、出向および転籍をいいます。 (※4) 警察等の公的機関もしくは企業等の相談窓口またはこれらに代わる機関への届出、申立もしくは相談の事実を客観的に証明できるものに限りします。

お支払いの事例 被害事故に関するトラブルの場合

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷した。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。

その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用
=2万円

弁護士相談費用保険金のお支払額

2万円

+

弁護士委任にかかった費用等
(着手金30万円+報酬金60万円+手数料等10万円+訴訟費用2万円)
=102万円

弁護士委任費用保険金のお支払額

$102万円 \times (100\% - 10\%)$
=91.8万円

*費用の10%は自己負担となります。

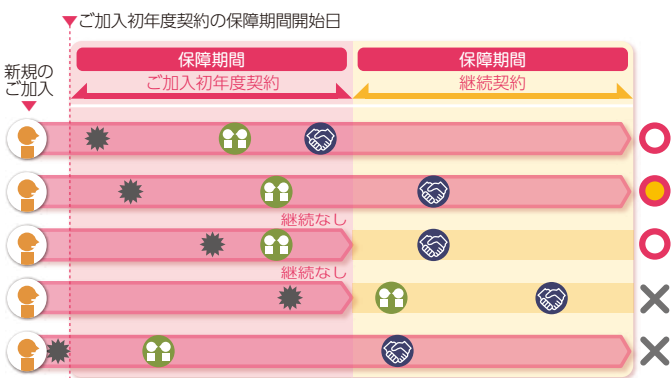
合計 93.8万円のお支払い

保険責任の開始

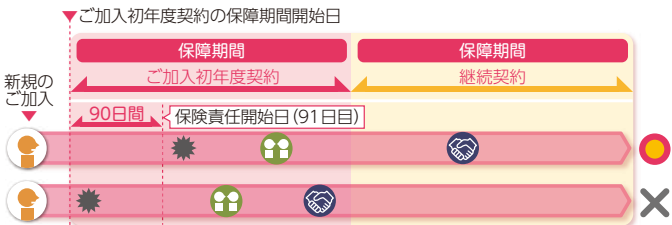
原因事実発生日 弁護士相談 弁護士委任

- 保険金をお支払いします
- 保険金をお支払いします(ご加入初年度契約でお支払い)
- ✕ 保険金をお支払いできません

保険責任の開始のイメージ(人格権侵害に関するトラブル・離婚調停に関するトラブルを除く)
(保険責任開始日より前に原因事実が発生していた場合、保険金をお支払いできません。)



人格権侵害に関するトラブル・離婚調停に関するトラブルの保険責任の開始のイメージ



★「人格権侵害に関するトラブル」および「離婚調停に関するトラブル」は、ご加入初年度の保障期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日(保険責任開始日)から保険責任が開始します。

相談できる弁護士の方が身近にいらっしゃなくても安心です

弁護士紹介サービス



▶ 保険金のお支払いの対象となる場合で、弁護士の紹介をご希望の場合は、共栄火災までご連絡ください。なお、保険金支払い対象とならないと判断される場合はご利用いただけません。

(例:離婚調停に関するトラブルで調停をする意思がない場合など)
▶ 共栄火災では、日本弁護士連合会のリーガル・アクセス・センター^(※)に紹介依頼を行い、同センターが各地の弁護士会を通じて弁護士を手配いたします。

※共栄火災をはじめとする協定会社からの弁護士紹介依頼に基づき、各地の弁護士会を通じて紹介を行う機関です。短縮して「LAC(ラック)」と呼称する場合があります。

弁護士紹介サービスの流れ

